

公 告

甲賀市甲南町杉谷の区域の一部を受益地域（別紙のとおり）とする甲賀2地区農村集落基盤再編・整備事業（甲南町市之瀬工区）につき、土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第2項の規定により、下記事項を記載した書類とともに、この旨を公告する。

なお、この受益地区内にある農用地の所有者の内、その農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まない者、又はこの地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づいて使用収益している者であって、その農用地又は農用地以外の土地について、市営土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年7月16日までに甲賀市農業委員会に申し出られたい。

令和7年7月1日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

記

1 公告すべき書類の名称

- (1) 土地改良事業変更計画概要書
- (2) 事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準書
- (3) 土地改良事業の施行に係る地域を記載した書面

2 公告の期間

令和7年7月1日から令和7年7月8日まで

3 公告すべき書類の閲覧場所

滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地 甲賀市役所農村整備課
なお、甲賀市のウェブサイトでも閲覧することができる。